

議案第 5 1 号

瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

義務教育就学児医療費助成に係る対象者の所得制限を撤廃するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成 1 9 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 9 条第 1 項中「第 5 条」を「第 4 条」に改め、同条を第 8 条とし、第 1 0 条を第 9 条とし、第 1 0 条の 2 を第 1 0 条とする。

第 1 1 条第 1 項第 2 号中「第 9 条第 3 項」を「第 8 条第 3 項」に改める。

別表中「第 6 条関係」を「第 5 条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第4条の規定による医療証の交付の申請手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第3条 略</p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 略</p> <p>(届出の義務)</p> <p>第8条 対象者は、<u>第4条</u>の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第9条 略</p> <p>第10条 略</p> <p>(助成費の返還等)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第8条第3項</u>の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。</p> <p>(3)(4) 略</p>	<p>第1条から第3条 略</p> <p>(<u>所得制限</u>)</p> <p><u>第4条</u> 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得(次条に規定する申請が1月から9月までであった場合は、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者とし<u>ない</u>。</p> <p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 略</p> <p>第8条 略</p> <p>(届出の義務)</p> <p>第9条 対象者は、<u>第5条</u>の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第10条 略</p> <p><u>第10条の2</u> 略</p> <p>(助成費の返還等)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第9条第3項</u>の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。</p> <p>(3)(4) 略</p>

2 略

第12条 略

別表(第5条関係)

略	略
---	---

備考 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第4条の規定による医療証の交付の申請手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

2 略

第12条 略

別表(第6条関係)

略	略
---	---

備考 略